

松阪市空家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の飯南、飯高及び嬉野（宇気郷及び中郷地区に限る。）地域（以下「管内」という。）の空家の有効活用を通じて、定住と地域の活性化を図ることを目的として設置する空家バンクに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が居住又は事業を目的として管内に建築し、現在居住若しくは活用していない又は近い将来居住若しくは活用しなくなる予定の建物及びその敷地であつて、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等を除くものをいう。
- (2) 所有者 空家に係る所有権その他の権利により、当該空家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 空家に定住し、又は定期的に滞在して本市の自然環境、生活文化等に理解を深め、地域住民と協働して生活しようとする者をいう。
- (4) 空家バンク 空家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、管内における定住及び地域の活性化を目的として空家の利用を希望する者に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (5) 地域相談員 行政と当該空家所在地の地域との連携を図りながら、空家の所有者と利用希望者をつなぎ、定住と地域活性化を推進する役割を担っていく各地域の世話人をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家の取引を妨げるものではない。

(空家の登録申込み等)

第4条 空家バンクによる空家情報の登録を受けようとする所有者は、空家バンク登録申込書（様式第1号）、空家情報登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を、本人確認書類の写しを添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の登録申込みがあつた場合において、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空家バンク登録台帳（以下「空家台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、必要に応じて当該空家の登録の適否について実地に調査することができる。また、所有者の同意に基づき家屋及びこれに関連する課税資料を閲覧することができる。
- 4 当該登録申込者は、前項の調査に協力するものとする。
- 5 市長は、第2項の規定による登録をしたときは、空家バンクの登録が完了したことを当該登録を受けた者（以下「登録者」という。）及び地域相談員に連絡するものとする。
- 6 市長は、第2項の規定により登録した空家台帳の情報について、登録者の住所、氏名及び電話番号等の個人情報を除き、必要な情報を松阪市ホームペ

ージ等に掲載し周知するものとする。

(空家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空家バンク登録事項変更届出書(様式第3号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添付して市長に届け出なければならない。

(空家の登録の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、空家台帳から削除するとともに、空家バンクの空家の登録を抹消したことを当該登録者に連絡するものとする。

- (1) 空家に係る所有権に異動があったとき。
- (2) 登録者から空家バンク空家登録抹消依頼書(様式第4号)の提出があったとき。
- (3) 市長が空家バンクへの登録が適当でないと認めるとき。

(利用希望者の登録申込み等)

第7条 利用希望者(以下「利用者」という。)は、空家バンク利用者登録申込書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録申込みがあった場合において、その内容が適切であると認めたときは、空家バンク利用者登録台帳(以下「利用者台帳」という。)に登録するものとする。ただし、当該利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者台帳へ登録しないものとする。

- (1) 空家の利用の目的等が趣旨に反すると判断された場合
- (2) 地域住民と協調して生活する意思がないと判断された場合
- (3) 空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合
- (4) 申込内容に虚偽があった場合
- (5) その他市長が、登録が適当でないと認めた場合

3 市長は、必要に応じて当該利用者の登録の適否について面談その他必要な調査をすることができる。

4 当該利用者は、前項の調査に協力するものとする。

5 市長は、第2項の規定による登録をしたときは、空家バンクの利用者登録が完了したことを当該登録を受けた利用者に連絡するものとする。

(利用者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 利用者は、当該登録事項に変更があったときは、空家バンク利用者登録事項変更届出書(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(利用者の登録の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者台帳から抹消するとともに、空家バンク利用者登録を取り消したことを当該利用者に連絡するものとする。

- (1) 利用者から空家バンク利用者登録抹消依頼書(様式第7号)の提出があったとき。

(2) 第7条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(登録情報等の提供)

第10条 市長は、空家台帳への登録情報を利用者及び地域相談員に提供するものとする。また、地域相談員から提供された地域に関する情報等を必要に応じ利用者に提供するものとする。

(利用希望申込み、交渉及び契約等)

第11条 空家への入居を希望する利用者は、入居希望申込書（様式第8号）に、写真付きの本人確認書類の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込があった場合、登録者及び地域相談員にその旨を連絡するものとする。
- 3 登録者は、あらかじめ登録した契約交渉の方法により、利用者と空家に関する交渉及び契約を行うものとする。
- 4 地域相談員は、利用者との地域面談を実施し、利用者に地域の意向その他の必要な情報を提供することができる。

(交渉等への市の関与)

第12条 市長は、登録者と利用者との空家に関する交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(交渉結果の報告)

第13条 登録者は、交渉の結果について、交渉結果報告書（様式第9号）により、市長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 空家バンク運用に関する個人情報の取扱いについては、松阪市個人情報保護条例（平成17年松阪市条例第7号）の定めるところによる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。